

平成 30 年 2 月 1 日

愛 知 県 防 災 局

愛知県災害救助基金の状況

1 災害救助基金の残高（平成 29 年 4 月 1 日現在）

運用方法	金額	備考
法第 26 条第 1 号	1,365,059,253 円	普通預金等
同 条 第 2 号	4,597,311,931 円	国債、地方債
同 条 第 3 号	255,062,732 円	備蓄物資（アルファ化米、水、毛布、おむつ等）
計	6,217,433,916 円	

2 災害救助基金について

災害救助に係る費用の支弁の財源に充てるため、都道府県は、災害救助基金を積み立てることが義務付けられている。（法第 22 条）

(1) 法定積立額（最少額）（法第 23 条）

過去 3 年間に於ける都道府県普通税収入額決算額の平均年額の 5/1,000 相当額

【平成 30 年度法定最少積立額】

60 億 5,449 万 2,403 円

積 算

（普通税収入額決算額）

平成 26 年度 1,117,907,752,517 円

平成 27 年度 1,249,059,618,144 円

平成 28 年度 1,265,728,070,885 円

計 3,632,695,441,546 円

（過去 3 年間平均の 5/1,000 相当額）

3 兆 6,326 億 9,544 万 1,546 円 × 1/3 = 1 兆 2,108 億 9,848 万 515 円

1 兆 2,108 億 9,848 万 515 円 × 5/1,000 = 60 億 5,449 万 2,403 円

(2) 運用（法第 26 条）

① 確実な銀行への預金、② 国債証券等の確実な債券の購入、③ 給与品の事前購入のいずれかの方法により運用することとされている。

【参考 法定最少積立額】

平成 27 年度	4,693,589,873 円
平成 28 年度	6,054,492,403 円
平成 29 年度	5,608,732,005 円